

## 個人情報保護法

ホームページ(以下HP)の掲示板管理者は、個人情報保護法における個人情報取扱事業者となり得る。

( 正確には、識別される特定の個人の数の合計が「6ヶ月」「5000件」を超える場合に対象となる。)

### 1. 個人情報とは

投稿中の固有名詞(「生存する個人」)又は「特定個人の識別可能な」情報

生年月日、連絡先、会社における職位又は所属に関する情報と、本人の氏名を組み合わせた情報

防犯カメラに記録された映像情報など、本人が特定できる映像情報

特定の個人を識別できるメールアドレス

特定の個人を識別できる情報が記載されていない場合でも、周囲の情報を補って識別することにより、特定の個人を識別できる情報

雇用管理情報

官報、電話帳、職員録などに公表されている情報

外国人に関する情報

などがある。

### 2. 個人データとは

個人情報データベース等を構成する個人情報

### 3. 保有個人データとは

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ

## 第3条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。



個人の権利と利益を保護するため、個人情報を集めたり取り扱ったりする事業者に対して、様々な義務や対応を求める。

### 個人情報取扱事業者求められる義務

不正な手段で個人情報を取得してはならない

目的以外に利用する場合は、本人の同意が必要

個人情報が漏洩しないように対策を講じ、従業員や委託事業者を適切に監督しなければならない。

本人の同意を得ずに、第三者に個人情報を提供してはならない。

本人から求めがあれば、その個人に関する情報を遅滞なく開示しなければならない。

本人から個人情報が事実でないとして訂正や削除を求められたら、調査して対応しなければならない。

個人情報の取扱いに関する苦情に対しては、適切で迅速な処理に勤めなければならない。

## 管轄

主務大臣 (= 事業を所管する大臣)

例) 雇用管理に関する個人情報 は 厚生労働大臣

主務大臣は 是正措置を勧告したり命令したりすることができる。

## 違反

主務大臣の命令に対する違反

六ヶ月以下の懲役か三〇万以下の罰金、

報告義務違反

三〇万以下の罰金

個人が趣味で芸能人の個人情報を1万人分集めても、事業の用に供さない(売ったりしない)ならば対象外。

報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関、宗教団体、政治団体は「適用除外」。但し、必要な措置を講じる努力義務はある。

市販された電話帳やデータベースCD-ROMなどをそのまま利用することも、問題ない。